

奈良市省エネ家電購入促進事業補助金

店舗登録・補助金申請の手引き

申請の手引き

目次	ページ
第一章：事業の概要	
1. 事業の趣旨・目的	3
2. 事業概要	3
3. 補助対象者	3
4. 対象省エネ家電	4
5. 補助金額	4
第二章：店舗登録申請手続き	
1. 登録店舗の要件	5
2. 店舗登録の申請手続き	5
3. 店舗登録の取消し	7
第三章：補助金申請手続き	
1. 手続きの流れ	8
2. 購入者による誓約書への署名・本人確認書類の確認	8
3. 補助金の交付申請	8
4. 交付決定通知等	11
5. 補助金の振込	11
6. 補助金交付申請受付期間	11

第一章 事業の概要

1. 事業の趣旨・目的

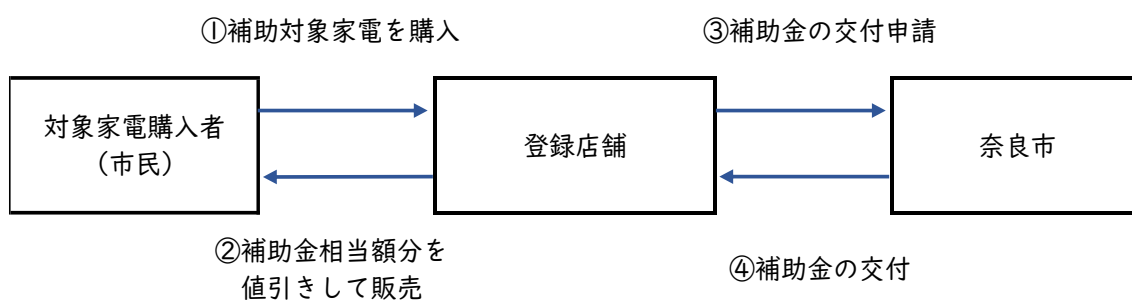
本事業は、省エネルギー性能に優れた製品の販売額の一部を支援することにより、エネルギー及び食料品等の価格の急激な上昇に伴う生活費負担の増加を軽減するとともに、家庭における二酸化炭素排出量の削減を推進することを目的とします。

2. 事業概要

本事業は、奈良市民を対象に、登録された家電販売店において、市民が自己の住所に設置するため対象となる省エネ家電を購入する際に、市補助金相当額を値引きすることにより支援を行い、家電販売店がその値引き分を市に補助申請することで、市から家電販売店に補助金を交付します。

本事業は、奈良市省エネ家電購入促進事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき実施しますので、必ず事前に交付要領もご確認ください。

本事業の手続きの流れ（イメージ）



3. 補助対象者

補助金の交付を受けられるのは、以下の要件をいずれも満たす家電販売店です。

①奈良市又は奈良市に隣接する市町村※に所在すること

※奈良市に隣接する市町村は以下のとおり

奈良県：生駒市、宇陀市、桜井市、天理市、大和郡山市、山辺郡山添村

京都府：木津川市、相楽郡笠置町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村

三重県：伊賀市

※対面販売を行う店舗に限る。

②市に登録されていること

※詳細は後述のとおり

③暴力団等に該当しないこと

④奈良市税を滞納していないこと

4. 対象省エネ家電

本補助金の対象となる省エネ家電製品（以下「対象省エネ家電」という。）の要件は以下のとおりです。

①エアコンディショナー又は電気冷蔵庫

※エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）の室外機のみなど、部品のみ
の販売は対象外。

※エアコンは直吹きで壁掛け形の製品のみ対象。

※電気冷蔵庫（以下「冷蔵庫」という。）は冷凍庫と一体となったものを含むが、冷凍
庫のみは対象外。

②統一省エネラベル3つ星以上であること

※エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54
年法律第 49 号）に基づく小売事業者表示制度において、省エネ性能による多段階評
価点が3.0以上であることにより、3つ星以上の統一省エネルギーラベルが表示さ
れている家庭用電化製品であること。

※エアコンは目標年度 2027 年度、冷蔵庫は目標年度 2021 年度の省エネ基準で、上記
の省エネ性能を有している必要があります。

※対象となる製品は省エネ型製品サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) でご確認ください。

※上記サイトに記載されていない製品についても、所定の目標年度の基準で統一省エ
ネルギーラベル3つ星以上の製品であれば対象となります。

③1台当たりの販売価格が税込60,000円以上（消費税及び地方消費税の額を含む。） であること

※販売価格とは、本補助金相当額の値引き以外に販売店舗独自での減額がある場合は、
それらの減額を反映した後の価格のこと

※販売価格に含めることができる費用：

本体価格、設置費用（設置に必要となる古い製品の取り外し費用を含む）、配送料
販売価格に含めることができない費用：

上記以外の費用（例：家電リサイクル料金、設置に直接必要としない附属品の購入
費用等）

※販売店舗での購入時に代金を支払う必要があります。配送後又は設置後に支払う場
合は対象外です。

④家庭用のものであり、新品であること

※購入者自身の市内の自宅に設置する場合に限ります。

※中古品は対象外です。

5. 補助金額

エアコン・冷蔵庫ともに、1台につき一律30,000円

※購入者1人につき、各1台分までに限ります。

第二章 店舗登録申請手続き

1. 登録店舗の要件

「登録店舗」とは、購入者（奈良市民）への対象省エネ家電販売時に本補助金相当額の値引きをしたことにより、当該値引き分の補助金額の交付を受ける者として、予め本事業に登録した家電販売事業者をいいます。

登録には、「第一章 3. 補助対象者」に記載した要件のほか、以下のすべてを満たす法人又は個人事業主であることが要件です。

項目	内容
登録資格者 ※右記の要件を満たすことについて説明や確認書類を求める場合があります。	・奈良市内又は奈良市に隣接する市町村で家電の販売事業を実施している事業者であること ・実店舗で家電の対面販売を実施していること（インターネット販売のみの店舗は対象外） ・販売した対象省エネ家電の代金を店頭での販売時に領収する対応が可能なこと（配送・設置時に代金を支払う場合は本補助金の対象外） ・販売した対象省エネ家電の型番・販売額・販売日・補助金額相当を値引きして販売したことが確認できる書類を奈良市に提出できること
インターネット環境	インターネットの利用環境が整備されており、店舗の登録申請及び補助金の申請に係る手続や問合せに対応できること
振込口座	補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること
規約類の遵守	奈良市が交付要領等に定める事項を遵守していること
その他	・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと ・その他適正な補助金申請手続きを実施できないと認められる特段の事由がないこと

なお、本事業の店舗登録は、販売事業者の申告によるものであり、奈良市が優良な事業者として認定するものではありません。本事業の制度を用いて登録店舗の優良品性を誤認させる可能性がある広報活動を行うことはできません。

2. 店舗登録の申請手続き

（1）新規登録

本補助金の交付を受けるためには、家電販売事業者は対象省エネ家電を値引きして販売する前に店舗登録が完了している必要があります。

店舗登録を申請するためには、店舗登録申請用 Web フォーム

(<https://logoform.jp/form/p6et/1646202>) から以下の表(1)に記載の事項を入力し、表(2)に記載の書類等を添付（PDF ファイル又は画像ファイル）して提出してください。

必ず事前に市 HP 等に掲載している、本事業の交付要領及び店舗登録規約を確認したうえで、店舗登録申請をしてください。

表(1) 店舗登録申請時に Web フォームへ入力する項目

項目	内容
①登録店舗名	登録する店舗の販売事業者名・（ある場合のみ）支店名
②店舗代表者名	登録する店舗の代表者氏名
③店舗所在地	登録する店舗の所在地
④店舗のホームページ	（ある場合のみ）登録する店舗のホームページの URL ※会社 HP のトップページではなく、店舗の連絡先等が記載されたページの URL を入力してください。
⑤補助金の振込先	補助金を振り込む口座の情報 （銀行口座に振り込む場合） 銀行名・支店名・預金口座種別・口座番号・口座名義人 （郵便局の通帳に振り込む場合） 通帳記号・通帳番号・口座名義人・預金種目

※店舗登録申請用 Web フォームへの入力は店舗ごとに行ってください。

※特に振込先口座の情報（口座番号・口座名義人等）等入力情報に誤りがあった場合、補助金を正しく振り込みできない場合がありますので、内容をよくご確認の上、送信してください。

※申請内容に疑義がある場合は、確認や修正の依頼メールを送付しますので、内容を確認の上、早急にご対応ください。

表(2) 店舗登録申請に添付する証憑

書類名称	詳細
振込先の情報が確認できるもの	通帳やキャッシュカードなど、Web フォームに入力された振込先の情報（銀行名・支店名・口座番号・口座名義人等）が分かる書類（PDF 又は画像ファイル）

店舗登録申請用 Web フォームへの入力をもって、「店舗登録規約」への同意及び「奈良市省エネ家電購入促進事業補助金店舗登録申請書」の提出が完了したものとみなします。

市の担当者が内容を審査し、不備等無ければ登録承認の通知と併せて、補助金申請に必要な「認証 ID」及び「認証キー」を登録されたメールアドレス宛てに送付しますので、大切に保管してください。

必ず、店舗登録が承認され、認証 ID 及び認証キーが発行された後に、値引き販売・補助

金申請を開始してください。(店舗登録承認前に補助金相当額分値引きし販売されたものは、補助金の対象となりません。)

登録した店舗の一覧（店舗名、所在地等）を市 HP に掲載します。

（２）変更登録

登録した店舗の情報に変更が生じた場合は、速やかに店舗登録申請用 Web フォームを通して奈良市に届け出てください。

「認証ＩＤ」及び「認証キー」については新規登録完了時に通知したものを継続してご利用ください。

「認証ＩＤ」及び「認証キー」を第三者に知られてしまった場合等、万一再発行が必要となりましたら、速やかに奈良市環境都市推進課へご連絡ください。

（３）店舗登録の取下げ

店舗登録を取り下げる場合は、速やかに奈良市環境都市推進課までご連絡ください。

店舗登録を取り下げた場合、以後本補助金の申請ができなくなります。

３．店舗登録の取消し

登録店舗が、次のいずれかに該当する場合には、店舗登録を取り消すことがあります。店舗登録を取り消された場合、以後補助金の申請ができないほか、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

- ① 虚偽その他不正の手段により店舗登録の承認を受けたとき。
- ② 交付要領の規定に違反したと認められるとき。
- ③ その他市長が店舗登録を不相当と認めたとき。

なお、登録店舗から業務を受託した者が、本事業に関して不正手続き等を行ったときは、当該登録店舗（委託者）が当該業務を受託した者とともに不正手続きを行ったものとみなします。

第三章 補助金申請手続き

1. 手続の流れ

登録店舗における補助金申請手続の流れは以下のとおりです。

- ① 購入希望者が購入する対象省エネ家電を決める。
- ② 購入希望者から本人確認書類の提示を受け、奈良市民であることを確認する。
- ③ 購入希望者本人に誓約書の内容を説明し、理解の上署名してもらう。
- ④ 本補助金相当額を値引きして販売する。
- ⑤ 値引きしたことが分かる領収書等を発行する。
- ⑥ 補助金申請用 Web フォームにより補助金を申請する。
(③誓約書、⑤領収書の写し等を添付)
- ⑦ 市から補助金が振り込まれる。

2. 購入者による誓約書への署名・本人確認書類の確認

対象省エネ家電の購入希望者から本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の提示を受け、奈良市民であることを確認の上、購入希望者に自署で「奈良市省エネ家電購入促進事業補助金購入者誓約書」（以下「誓約書」という。）に必要事項（氏名・生年月日・住所・電話番号等）を記入していただくようご案内ください。

誓約書の記入内容と提示された本人確認書類の記載事項が一致していることを確認の上、誓約書の「販売店舗使用欄」に必要事項（登録店舗名・店舗担当者名）を記入し、□にチェックを入れてください。

なお、購入希望者が未成年や高齢等の事情で誓約書への自署が困難な場合は、親権者等による代筆も可能とします。代筆の場合は、代筆者の氏名、電話番号、購入者との関係性（親、成年後見人等）を欄外に記載していただくようご案内ください。誓約書が代筆の場合であっても、購入希望者本人の本人確認書類の提示・確認が必要ですので、ご注意ください。

購入希望者が過去に本補助金制度を利用し本補助金相当額の値引きを受けて同種の対象省エネ家電を購入していることが判明した場合は、本補助金の対象外ですので値引き販売を行わないでください。過去に購入した対象省エネ家電と異なる種別の対象省エネ家電を購入する場合（例：既に値引きを受けてエアコンを購入した方が、新たに冷蔵庫を購入する場合）は、本補助金の対象となります。

3. 補助金の交付申請

登録店舗は、対象省エネ家電の値引き販売後、遅滞なく、また適正に補助金の交付申請を行ってください。

登録店舗において、補助金申請用 Web フォーム(<https://logoform.jp/form/p6et/1641732>)から以下の表(3)に記載の事項を入力し、表(4)に記載の書類等を添付（PDF ファイル又は画像ファイル）して提出してください。

なお、補助金申請用 Web フォームへの入力等は、購入者・対象省エネ家電種別ごとに1件ずつ行っていただく必要があります（まとめたの入力はできません）ので、ご注意ください。

Web フォーム上で申請を送信いただくと、自動で受付完了メールが送信されますが、これは補助金の交付を決定する通知ではなく、あくまで受付を完了したことをお知らせするものです。受付完了メールに記載の URL より申請状況を確認できますので、必要に応じてご確認ください。

申請内容に不備等があった場合は、店舗登録時に登録されたメールアドレス宛てに修正依頼のメールを送付しますので、速やかに対応ください。

※申請状況閲覧及び再申請に使用するパスワードは、受付完了メール内に記載しています。「認証ID」及び「認証キー」とは別ですので、ご注意ください。

表(3) 申請時に Web フォームへ入力する項目

項目	内容
①登録店舗名	店舗登録時に登録された店舗名
②店舗代表者名	店舗登録時に登録された店舗代表者氏名
③購入者情報	氏名・氏名フリガナ・住所・電話番号・生年月日 (購入者が誓約書に記入した内容を入力してください。)
④販売年月日	対象省エネ家電を販売した日付
⑤対象家電製品の種別	エアコン又は冷蔵庫を選択
⑥販売価格	本補助金相当額を値引きする前の対象省エネ家電の販売価格
⑦製造メーカー名	対象省エネ家電の製造メーカー名
⑧製品型番	販売した対象省エネ家電の型番 ※資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」 (https://seihinjyoho.go.jp/) に記載の機種名(型番)をご入力ください。 ※上記サイトに記載されていない製品については、統一省エネルギーラベル3つ星以上の製品であることが分かる書類資料(3つ星以上の統一省エネルギーラベルが掲載されたメーカーの製品カタログ等)を PDF ファイル又は ZIP ファイルで添付してください。

※補助金申請用 Web フォームへの入力は家電製品種別ごとに(エアコン・冷蔵庫を分けて)行ってください。同一人物がエアコンと冷蔵庫を同時に購入している場合でも、まとめて申請することはできません。

※同一人物による同一種別の家電製品の販売に対して複数回補助金を受けることはできません。購入者が同一種別の家電製品をまとめて複数台購入した場合でも、補助はエアコン・冷蔵庫それぞれ1台分のみですので、ご注意ください。

表(4) 申請時の添付証憑

書類名称	書類の詳細
①誓約書	対象省エネ家電購入時に、購入者（奈良市民）本人が自署で記入した「奈良市省エネ家電購入促進事業補助金購入者誓約書」の PDF ファイル又は画像ファイル ※様式は市 HP に掲載
②対象家電製品確認書類	販売した対象省エネ家電の型番・販売額・販売日・補助金額相当を値引きして販売したことが確認できる書類（領収書の写し等） ※領収書の写し等の必要項目：購入者名、販売日、販売店舗名、本補助金相当額値引き前の販売価格、本補助金相当の値引き額、製品の型番 ※不足があると認められる場合は、追加での提出を求めることがあります。 ※店舗で用意できる書類や記載方法に疑問がある場合は、事前に市にご確認ください。回答には時間を要する可能性がありますので、予めご了承ください。 ※添付する領収書の写し等の購入者氏名は、①の誓約書に記入された氏名と一致している必要があります。
③その他	追加で書類の提出を求める場合があります。

※エアコン・冷蔵庫を同時に購入された場合、「購入した家電種別」としてエアコン・冷蔵庫いずれも○で囲んだ誓約書をそれぞれの申請に添付してください。

（②対象家電製品確認書類の例）

領収書 購入日 2026年○月○日 1 冷蔵庫 1点 ￥150,000 (型番：□□-□□□□) 2 設置費 1点 ￥1,500 3 奈良市省エネ補助 1点 ￥-30,000 消費税 ￥12,150 合計 ￥133,650 奈良 太郎 様 上記正に領収いたしました。 ○○電器店 ○○支店 担当者：△△ △△	領収書 奈良 太郎 様 ¥ 133,650 - 但 冷蔵庫 1点 150,000円 (型番：□□-□□□□) 設置費 1,500円 奈良市省エネ補助 -30,000円 2026年○月○日 上記正に領収いたしました。 ○○電器店 ○○支店 担当者：△△ △△
---	---

補助金の交付申請（Web フォームへの入力）後、対象省エネ家電の販売を取りやめたり、販売する家電を変更したりする場合は、速やかに市にご連絡ください。

4. 交付決定通知等

交付申請された内容を市で審査した結果、書類不備等が無いものについては、店舗ごとの一定期間分（概ね1か月分）の申請をまとめて交付決定し、「奈良市省エネ家電購入促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書」（交付要領第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）を発行し登録店舗宛てに送付します。

なお、書類の不備等によって、補助金の交付要件を満たすことが確認できなかった場合は、申請を差し戻します。不備を改めて再度提出してください。

交付決定通知書とともに交付を決定した申請の内訳を送付しますので、申請内容及び交付決定額と照らし合わせて、金額に誤りがないことをご確認ください。

万一金額に誤りがあった場合は、速やかに奈良市環境都市推進課にお問合せください。

交付決定後、対象省エネ家電の売上の取消し又は内容の変更等が生じた場合は、速やかに市にご報告ください。なお、市から補助金の交付を受けた後に販売を取りやめることとなった場合は、返還手続きが必要となりますので、ご注意ください。

5. 補助金の振込

交付決定通知書の送付後概ね1か月を目途に、店舗登録時に登録された振込口座へ、交付決定通知書で通知している補助金額を振り込みます。なお、振込名義人は「ナラシショウエネカデン」です。

振り込まれた補助金額が、申請及び交付決定通知書の金額と相違ないことを確認いただき、万一誤りがあった場合は、速やかに奈良市環境都市推進課にお問合せください。

6. 補助金交付申請受付期間

令和8年7月15日～令和9年2月15日 23：59まで

※不備等のない申請の先着順で申請を受け付け、申請受付期間中であっても、申請受付額が市の予算額に達した時点で予告なく受付を終了します。

※受付終了後の補助金申請はできませんので、市HPに記載の予算残額をこまめにご確認ください。補助金申請Webフォーム入力時にも残りの申請可能数が表示されますので、目安にしてください。

2026年7月10日 初版策定

2026年7月17日 改定

- ・ P4 省エネ基準の目標年度を記載
- ・ P8 誓約書代筆の場合の注意事項を追記
- ・ P10, 11 対象省エネ家電の販売の中止・内容変更の場合の対応を追記
- ・ P11 振込名義人を記載

【本事業についてのお問合せ先】

奈良市 環境都市推進部

環境都市推進課 ゼロカーボンシティ推進係

〒630-8580

奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-5652

E-mail：shoenekaden@city.nara.lg.jp